

外務省主催・金沢商工会議所共催
EPA(経済連携協定)活用セミナー

我が国のEPAの取り組み状況

平成26年11月28日

外務省経済局 経済連携課長

松田 誠

目 次

1. EPA／FTAとは何か	… 1
2. 日本のEPA政策	… 7
3. TPP	…17
4. 石川県のEPA活用	… 20
5. 外務省による日本企業の海外展開支援	… 23

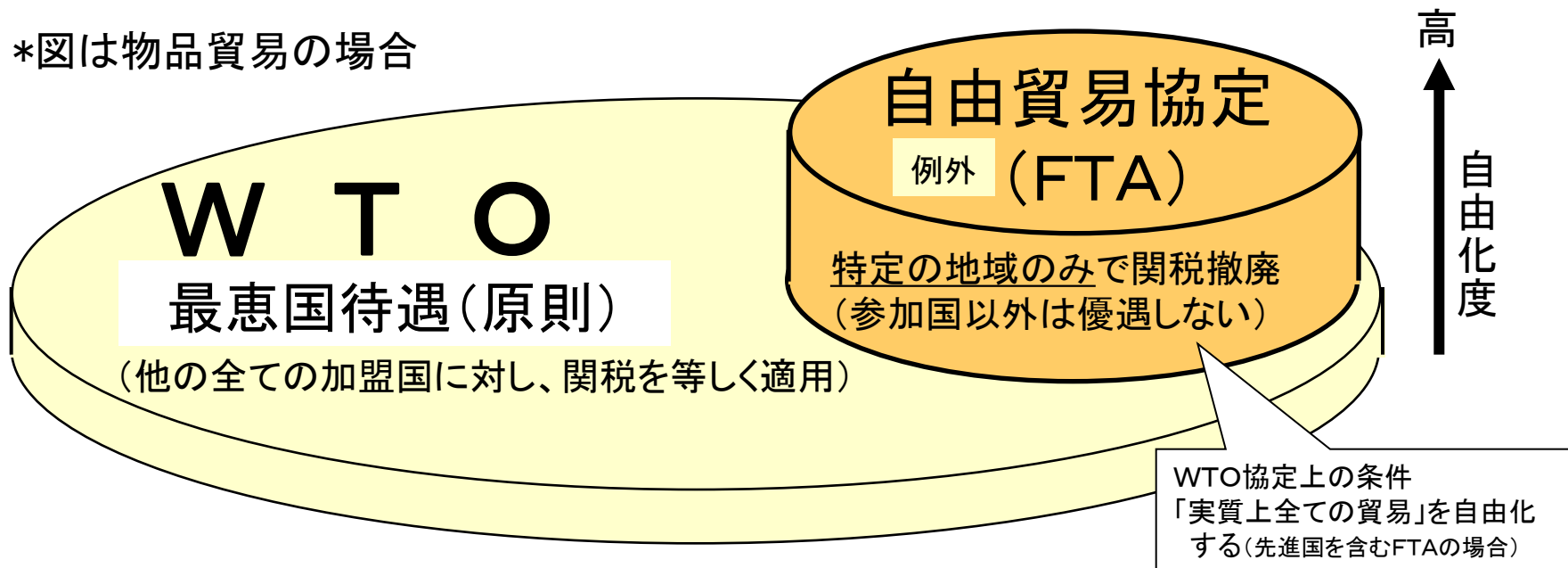
1. EPA／FTAとは何か

EPA (Economic Partnership Agreement, 経済連携協定)

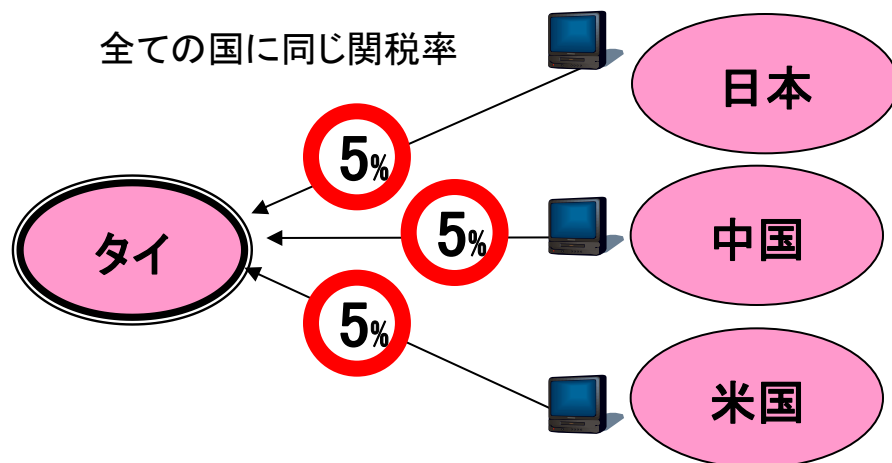
FTA (Free Trade Agreement, 自由貿易協定)

WTO(世界貿易機関)とFTA(自由貿易協定)の関係

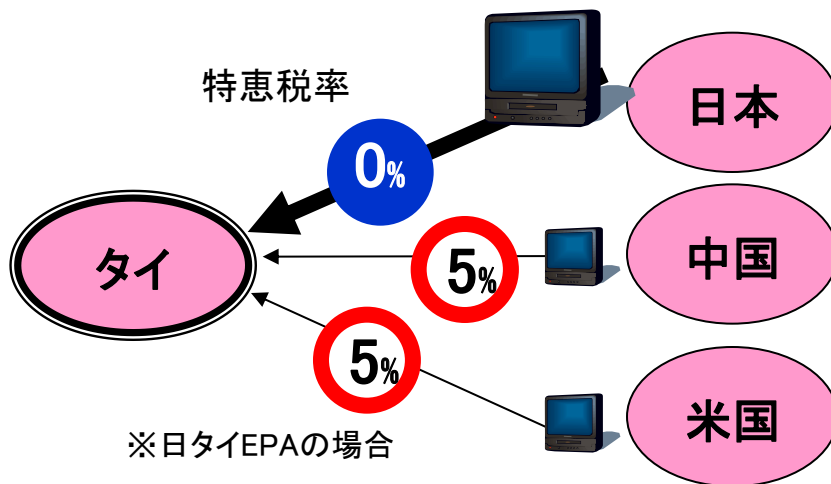
*図は物品貿易の場合



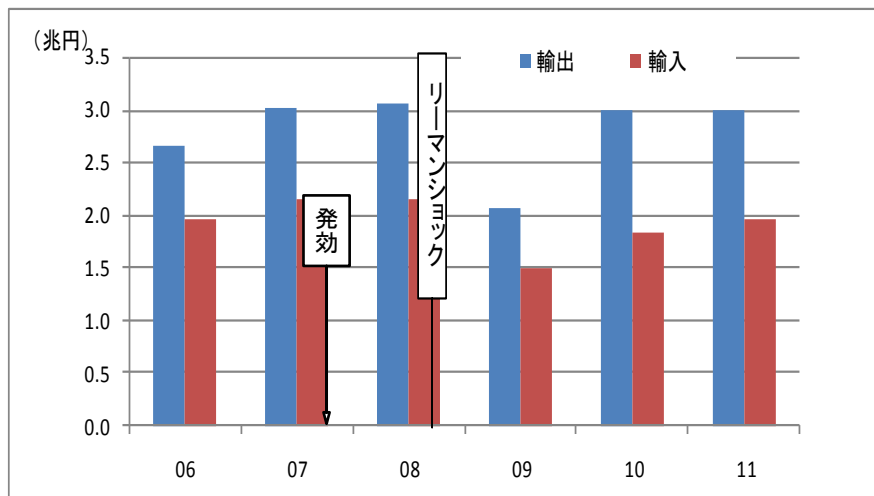
WTOにおける原則



FTAを結んだ場合



1. 物品貿易



日本からタイへの主な輸出品目: 一般機械、電気機器、鉄鋼等

日本のタイからの主な輸入品目: 電気機器、一般機械、化学製品、魚介類及び同調製品等

関税撤廃の効果の例

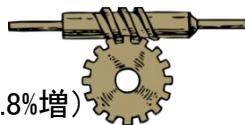
(1) 日本からタイへの輸出

・自動車部品【原則5～7年で関税撤廃】

2006年 1,768.7億円 → 2011年 2,402.5億円 (35.8%増)

・りんご【発効時に関税撤廃】

2006年 1.0億円 → 2011年 1.3億円 (34.9%増)



(2) タイからの輸入

・エビ調製品(すしエビ、むきエビ等)【発効時に関税撤廃】

2006年 119.3億円 → 2011年 177.3億円 (48.6%増)

・エビ調製品(エビフライ等)【発効時に関税撤廃】

2006年 148.0億円 → 2011年 162.2億円 (9.6%増)

・マンゴー【発効時に関税撤廃】

2006億円 4.9億円 → 2011年 7.5億円 (1.5倍)

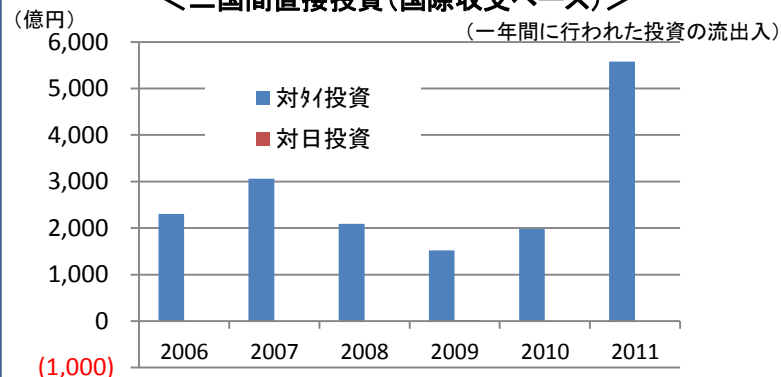


2. 投資動向

高いレベルで推移し、日系企業の生産拠点・輸出基地として発展。

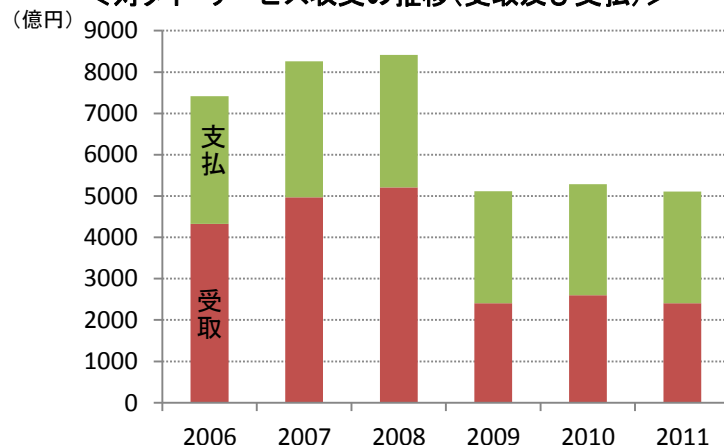
- ・日系企業は自動車・同部品、電気・電子機器などの製造業を中心に、東アジアにおける生産・供給ネットワークを強化。
- ・特にタイは輸出拠点として重要な地位を獲得しつつある:EPAを活用して日本から安く輸入した部品を用いてタイで製造、完成品を第3国とのFTAを利用して輸出

<二国間直接投資(国際収支ベース)>



3. サービス貿易の動向

<対タイ サービス収支の推移(受取及び支払)>



譲許表の例

日・マレーシア経済連携協定

第八類	〇八・〇一	〇八・〇二	〇八〇二・一一	〇八〇二・一二	〇八〇二・二一	〇八〇二・二二	〇八〇二・二三	〇八〇二・三二	〇八〇二・三三	〇八〇二・四〇	〇八〇二・五〇	〇八〇二・九〇	〇八〇三・〇〇	〇八・〇四	〇八〇四・一〇	〇八〇四・二〇	〇八〇四・三〇	〇八〇四・四〇	〇八〇四・五〇	〇八・〇五	〇八〇五・一〇	〇八〇五・二〇	〇八〇五・四〇	〇八〇五・五〇	〇八〇五・九〇	〇八・〇六	〇八〇六・一〇	〇八〇六・二〇
食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限 るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。） その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてある かないかを問わない。） アーモンド 殻付きのもの 殻を除いたもの ヘーゼルナット（コリユルス属のもの） 殻付きのもの 殻を除いたもの くるみ 殻付きのもの 殻を除いたもの くり（カスターネア属のもの） ピスタチオナット その他のもの びんろう子、マカダミアナット及びペカン その他のもの バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） 生鮮のもの 乾燥したもの なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー及びマンゴ スチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） なつめやしの実 いちじく パイナップル アボカド グアバ、マンゴー及びマンゴスチン かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） オレンジ 毎年六月一日から同年一月三〇日までに輸入されるもの 毎年二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウイルキン グその他これらに類するかんきつ類の交雑種 グレープフルーツ レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモナム）及びライム（キトルス・アウラ ンティフォリア及びキトルス・ラティフォリア） その他のもの ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除 く。） その他のもの ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） 生鮮のもの 毎年三月一日から同年一〇月三十一日までに輸入されるもの 毎年十一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの 乾燥したもの	〇八・〇一	〇八・〇二	〇八〇二・一一	〇八〇二・一二	〇八〇二・二一	〇八〇二・二二	〇八〇二・二三	〇八〇二・三二	〇八〇二・三三	〇八〇二・四〇	〇八〇二・五〇	〇八〇二・九〇	〇八〇三・〇〇	〇八・〇四	〇八〇四・一〇	〇八〇四・二〇	〇八〇四・三〇	〇八〇四・四〇	〇八〇四・五〇	〇八・〇五	〇八〇五・一〇	〇八〇五・二〇	〇八〇五・四〇	〇八〇五・五〇	〇八〇五・九〇	〇八・〇六	〇八〇六・一〇	〇八〇六・二〇
七・八％ A B 7	一七％ B 10	一七％ B 15	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
二％ B 5	二％ B 10	九・六％ B 15	一〇％ B 7	一〇％ B 7	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	二％ B 10	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

日・マレーシア経済連携協定

マレーシア側譲許表

Column 1 Tariff item number	Column 2 Description of goods	Column 3 Base Rate	Column 4 Category	Column 5 Note
0901	Coffee, whether or not roasted or decaffeinated; coffee husks and skins; coffee substitutes containing coffee in any proportion.		A	
0902	Tea, whether or not flavoured.			
0902 10 000	- Green tea (not fermented) in immediate packing of a content not exceeding 3 kg		A	
0902 20 000	- Other green tea (not fermented)		A	
0902 30 000	- Black tea (fermented) and partly fermented tea, in immediate packings of a content not exceeding 3 kg	11%	B7	
0902 40 000	- Other black tea (fermented) and other partly fermented tea	11%	B7	
0903 00 000	Maté.		A	
0904	Pepper of the genus <i>Piper</i> ; dried or crushed or ground fruits of the genus <i>Capsicum</i> or of the genus <i>Pimenta</i> .		A	
0905 00 000	Vanilla.		A	
0906	Cinnamon and cinnamon-tree flowers.		A	
0907 00 000	Cloves (whole fruit, cloves and stems).		A	
0908	Nutmeg, mace and cardamoms.		A	
0909	Seeds of anise, badian, fennel, coriander, cumin or caraway; juniper berries.		A	
0910	Ginger, saffron, turmeric (curcuma), thyme, bay leaves, curry and other spices.		A	

品目別規則

Chapter 9	Coffee, Tea, Maté and Spices
0901.11-0901.12	A change to subheading 0901.11 through 0901.12 from any other chapter.
0901.21-0901.22	A change to subheading 0901.21 through 0901.22 from any other subheading.
0901.90-0904.11	A change to subheading 0901.90 through 0904.11 from any other chapter.
0904.12	A change to subheading 0904.12 from any other subheading.
0904.20-0906.10	A change to subheading 0904.20 through 0906.10 from any other chapter.
0906.20	A change to subheading 0906.20 from any other subheading.
0907.00-0910.40	A change to subheading 0907.00 through 0910.40 from any other chapter.
0910.50	A change to subheading 0910.50 from any other subheading.
0910.91	A change to subheading 0910.91 from any other heading.
0910.99	A change to subheading 0910.99 from any other chapter.

TPP交渉で扱われる分野

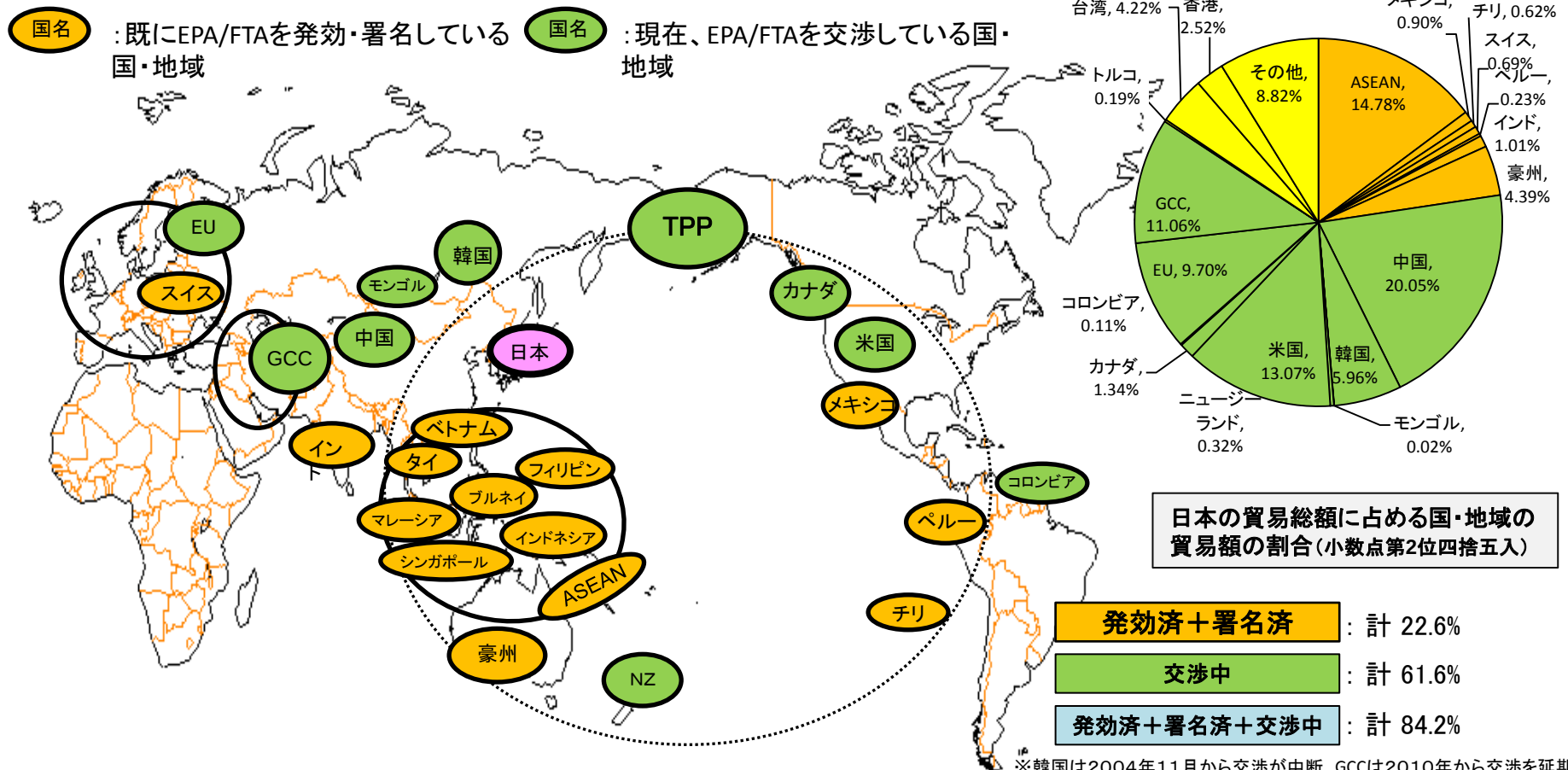
- ・ TPP協定交渉では21の分野が扱われている。
- ・ そのうち、我が国がこれまでの投資協定・経済連携協定において独立の分野として扱ったことがないのは「環境」、「労働」、「分野横断的事項」の3分野。

(1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業) 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。	(2) 原産地規則 関税の減免の対象となる「締約国の原産品(＝締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。		(3) 貿易円滑化 貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。	(4) SPS(衛生植物検疫) 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	(5) TBT(貿易の技術的障害) 安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。
(6) 貿易救済(セーフガード等) ある産品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。	(7) 政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。		(8) 知的財産 知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。	(9) 競争政策 貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。	サービス
					(10) 越境サービス 国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。
サービス			(14) 電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	(15) 投資 内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。	(16) 環境 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
(11) 一時的入国 貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。	(12) 金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	(13) 電気通信 電気通信の分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。			
(17) 労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。	(18) 制度的事項 協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。		(19) 紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。	(20) 協力 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	(21) 分野横断的事項 複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。

2. 日本^のEPA政策

我が国の経済連携(EPA)の取組み

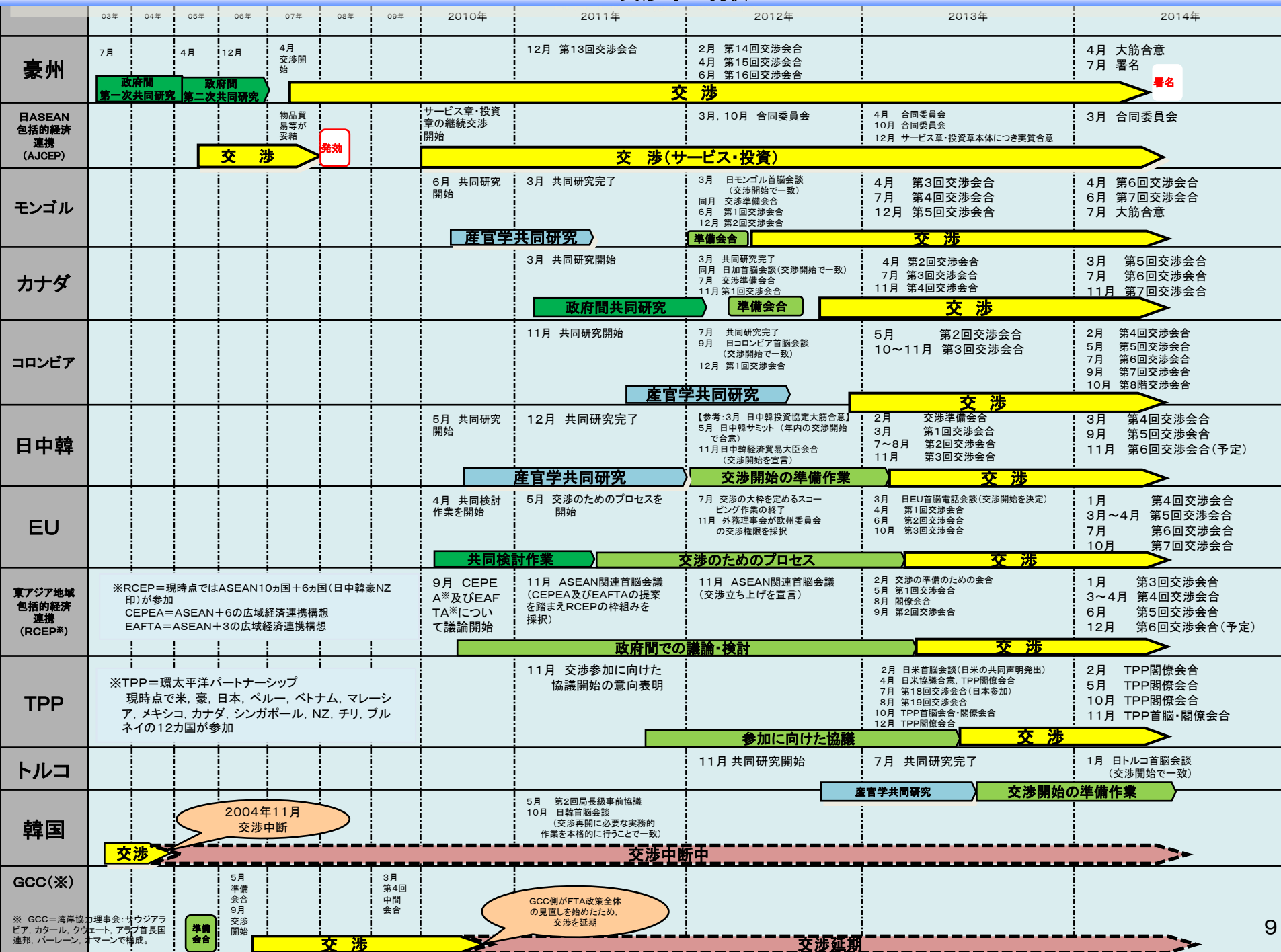
- ・ASEAN諸国を中心に14カ国・地域とのEPAが発効済・署名済。
- ・発効済・署名済EPA相手国との貿易総額に占める割合は22.6%。(米:40%, 韓:40%, EU:30%)
- ・発効済・署名済EPAに加えて交渉中EPA相手国との貿易総額に占める割合は84.2%。



※GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)
(アラブ首長国連邦, バーレーン, サウジアラビア, オマーン, カタール, クウェート)

出典: 財務省貿易統計(2013年), ただし, 米, 韓, EUについては,
IMF Direction of Trade Statistics (June 2014)
(各国の貿易額の比率については, 小数点第3位四捨五入)

EPA・FTA交渉等の現状



各国のEPA／FTAの進捗状況

- ・日本の主要貿易相手国(米国、EU)とのEPA／FTAの取組が遅れているのに対し、韓国はこれらの国々とのEPA／FTAを積極的に推進。
- ・日本のFTA比率が23%であるのに対し、米韓は40%、EU30%。

EPA／FTA取組状況: △(交渉中又は交渉入りを宣言), ○(署名済), ◎(発効済)

FTA比率: FTA相手国(発効済国及び署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合。

(注)複数のEPA／FTA交渉に参加している場合は、最も進んでいる取組状況を記載。

	EPA／ FTAの数 (発効済・ 署名済)	FTA比率 (2013年)	日本	韓国	中国	米国	EU	ASEAN		インド	豪	NZ	カナダ	メキシコ	チリ	ペルー	コロンビア	スイス	GCC		モンゴル	トルコ
									各国との 個別の取組											各国との 個別の取組		
日本	14	23%		△	△	△	△	◎	◎◎◎ ◎◎ ◎◎	◎	○	△	△	◎	◎	◎	△	◎	△	－	△	△
				A1, A2	A1, A2	A3			C1	A2	A2, A3	A2, A3	A3	A3	A3	A3			B1		B2	
韓国	12	40%		△	△	◎	◎	◎	◎△△	◎	○	△	○	△	◎	◎	○	◎	△	－	－	◎
				A1, A2	B3				C2		A2	A2, B4						A4				
中国	12	24%		△	△	－	－	◎	◎	－	△	◎	－	－	◎	◎	－	○	△	－	－	－
注1			A1, A2	B3				C3														
米国	14	40%	△	◎	－		△	－	◎△	－	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	－	－	◎◎ △	－	－
			A3					C4		A3	A3	A3, A5	A3, A5	A3	A3				C6			
EU	37	30% (域内含 むと 75%)	△	◎	－	△	△	△△ △△	△	－	－	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	－	－	◎
注2							B5	C5				B6						B7			A6	

表中の注(A: 二国間以外の協定, B: 現状, C: 対象国)

A1: 日中韓FTA A2: RCEP A3: TPP A4: EFTA A5: NAFTA A6: 関税同盟

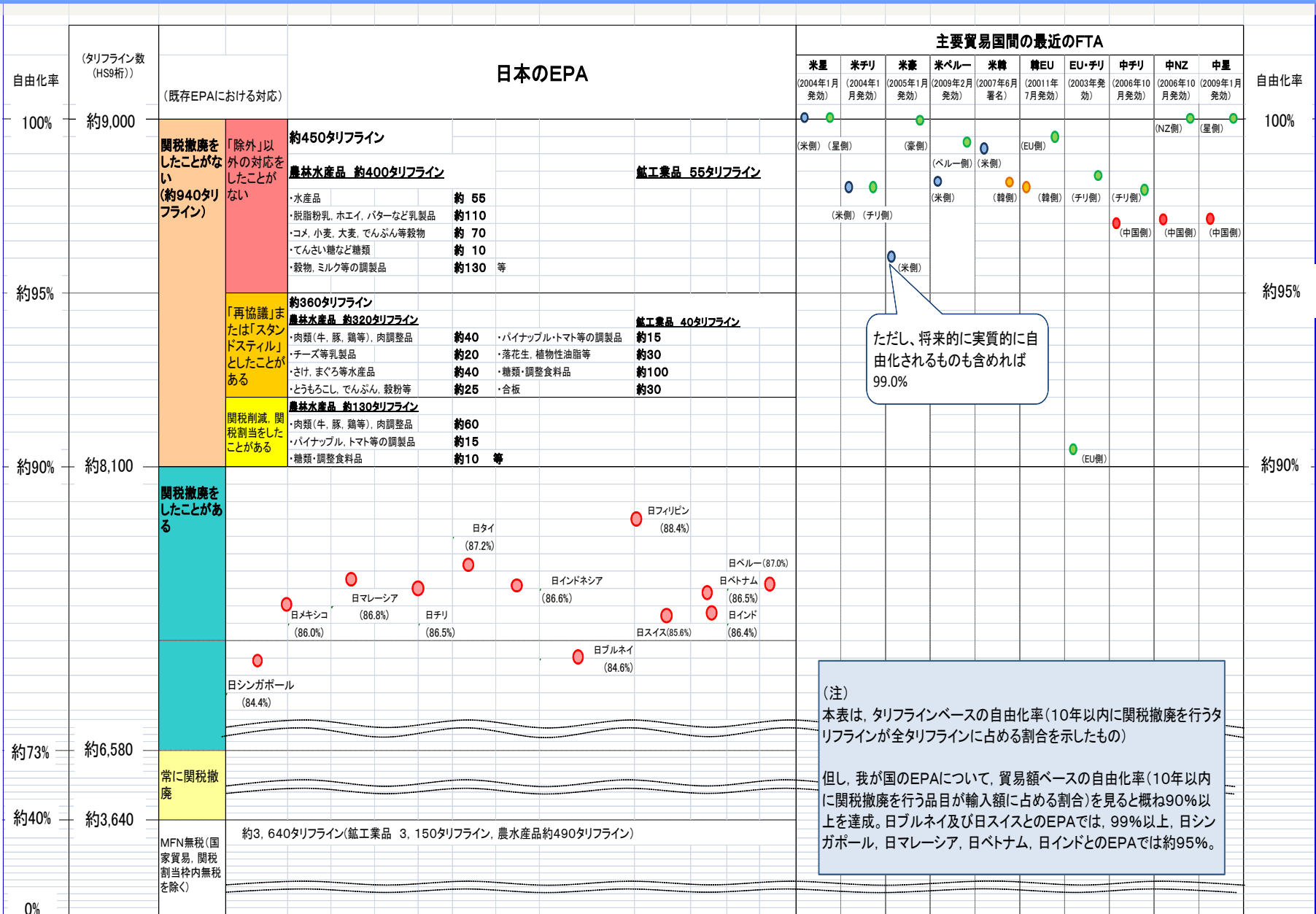
B1: 延期 B2: 大筋合意 B3: 交渉の実質的妥結を宣言 B4: 交渉妥結を宣言 B5: 中断中 B6: 交渉終結に合意 B7: 中断中(非公式協議のみ継続中)

C1: 星・馬・タイ・尼・ブルネイ・比・越 C2: 星(◎)・尼・越(△) C3: 星 C4: 星(◎)・馬(△) C5: 星・タイ・越・馬 C6: バーレーン・オマーン(◎)・UAE(△)

注1: IMF Direction of Trade Statisticsにデータのない台湾は除外して算出。注2: EPA/FTAの数及びFTA比率には関税同盟、欧州経済領域(EEA)を含む。EUとFTA/EPAを締結している国のうちIMF Direction of Trade Statistics(June 2013)にデータのないアンドラ、サンマリノ、モナコ、パレスチナ、リヒテンシュタインを除いて算出。

出典: 財務省貿易統計(2013年), IMF Direction of Trade Statistics (June 2014), 数字は小数点第一位四捨五入。

日本のEPAと米・EU等のFTAの自由化率^(注)比較



経済連携協定の効果

経済連携協定(EPA)の貿易への効果

輸出入ともに、概ね増加

リーマンショックなど世界的な不況により一時的に減少したものの、その後回復基調

(ただし、各国及び世界的な景気動向をはじめ、様々な要因が貿易に影響を及ぼすため、輸出入額の変動からEPAの効果のみを取り出すことは困難)

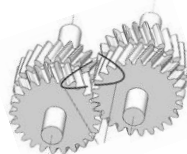
関税を撤廃/削減した品目の貿易量が増加

多くの国に対して、乗用車、自動車部品、熱延/冷延鋼板等の輸出が増加、日本への輸入が増加した品目は相手国により様々。

(ただし、関税撤廃/削減品目が両国間の貿易額に占める割合は様々であり、貿易全体に必ずしも大きな影響を及ぼすとは限らない。)

例①日本からインドネシアへの輸出

・自動車部品【大部分について2012年までに関税撤廃】
2007年 687.1億円 → 2011年 1,287.0億円 (87.3%増)



例②日本からチリへの輸出

・熱延/冷延鋼板【10年又は12年で関税撤廃等】
2006年 2.8億円 → 2011年 5.7億円 (2.1倍)
・乗用車【発効時に関税撤廃】
2006年 645.7億円 → 2010年 928.3億円 (43.8%増)



例③日本からメキシコへの輸出

・熱延/冷延鋼板【特定業種向け等は発効時に、その他は10年以内に関税撤廃】
2004年 67.1億円 → 2011年 186.3億円 (2.8倍)

関税撤廃/削減のメリット

2011年度にEPAの特恵税率を利用して輸出した件数:約12万件

→EPAが発効した国の数の増加に加え、1か国あたりの利用件数が年々増加

<日本からの輸出>

- ・ 輸出先の関税撤廃/削減により、輸出品の価格競争力が強化 → 輸出先におけるシェア拡大
- ・ 現地日系企業の部品調達において、関税分の支出が不要 → 最終製品の価格競争力の向上

<相手国からの輸入>

- ・ 関税の撤廃/削減により、消費財の価格が低下→消費者の実質的購買力が向上、選択の幅が広がる
- ・ 日本企業は、原材料・中間財をより低価格で調達可能→外国企業・製品との比較で価格競争力が向上

EPAの投資・サービス貿易への効果

サービスに関する規制等の自由化、投資規制等の自由化、規制の透明性の確保等

→ サービス貿易の増加、直接投資案件の増加

(注) 第1モード(国境を越える取引)、第2モード(海外における消費)、第4モード(供給者の海外への移動)は概ねサービス収支に計上、第3モード(業務拠点の移動を通じてのサービス提供)は直接投資統計に計上される。

その他の分野におけるEPAの規定とその効果(例)

[知財] 模倣品・海賊版対策の強化・改善

→ 我が国企業の知的財産を保護、経済的利益の損失を防ぐ

[商用関係者の移動] ビジネス関係者の入国/滞在の許可を確保、手続の透明性向上や簡素化

→ ビジネス関係者の活動が容易になる

[税関手続] 税関手続きの簡素化、迅速化

→ 貿易手続のコスト(人材、費用等)が軽減、特に人員の少ない中小企業の貿易を促進

[ビジネス環境整備] 進出先で企業が直面する様々な問題を改善・解決するため協議の場を設置

→ 企業の問題解決を支援

例) 日本の医療機器承認/認証制度の同等性認証(日メキシコEPA)

2012年2月 メキシコ政府は、医療機器について、日本の薬事法に基づく医療機器承認/認証制度とメキシコの衛生登録制度の同等性を一方的に認める。これにより、日本で認可を得た医療機器については、メキシコでの登録手続を簡素化→ メキシコにおける日本の医療機器導入の円滑化に期待

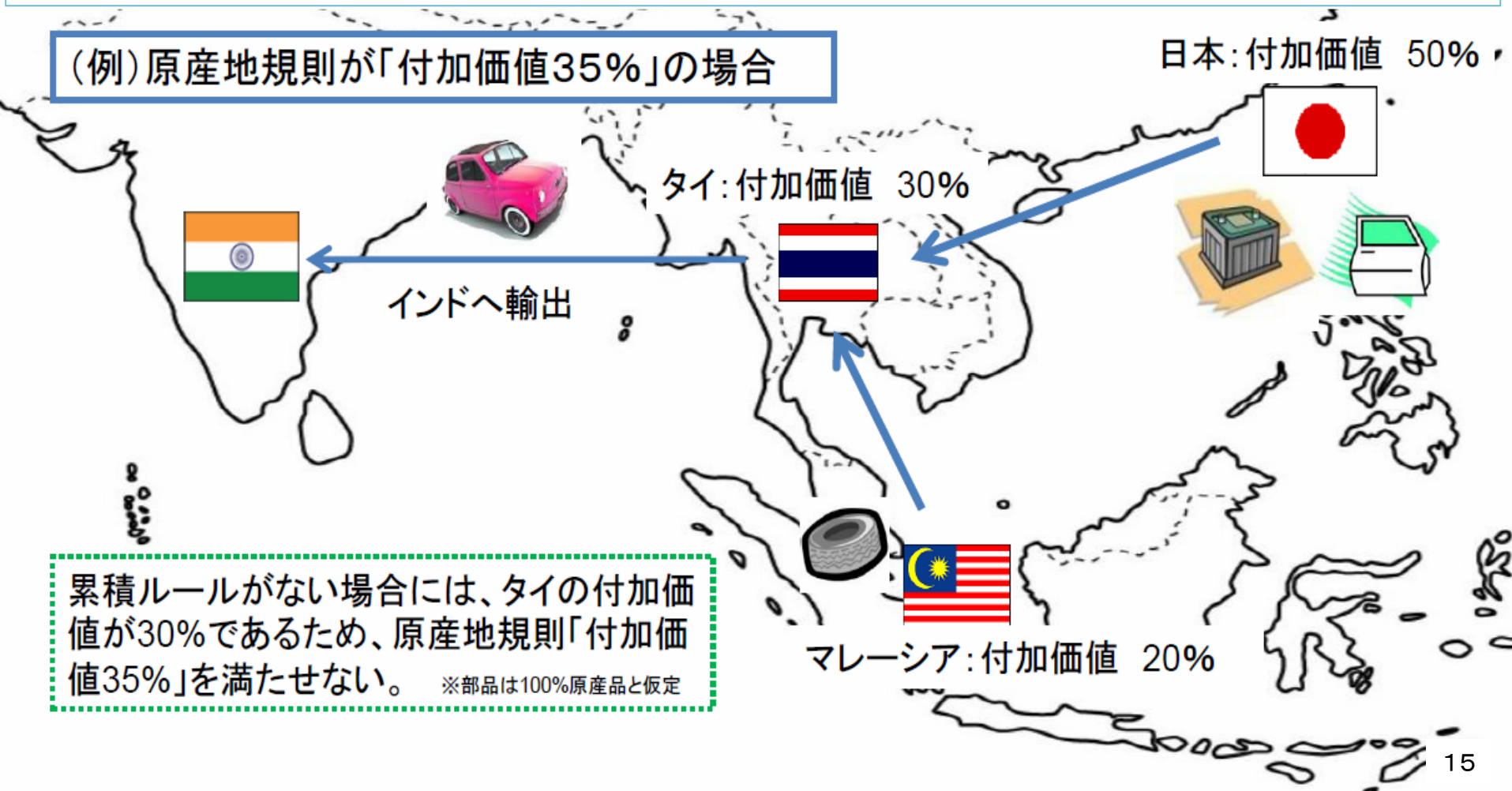
物品貿易、サービス貿易、投資の増加には、関税撤廃/削減、サービス・投資の自由化に加えて、EPAの様々な分野の規定が役立っている。

FTAの広域化：最適なサプライチェーンの構築

経済産業省
作成資料

- 生産工程の分業が進むと、1カ国で原産地規則を満たすことが困難になる。
- 広域FTAであるRCEPにおいて、複数の締約国における付加価値・工程の足し上げを可能にするルールが実現すれば（「累積ルール」）、より多様な生産ネットワークに対してFTAを活用することが可能となり、最適な生産配分・立地戦略の実現が可能になる。

（例）原産地規則が「付加価値35%」の場合



東アジアにおけるサプライチェーンの高度化

活用事例①電機・電子機器メーカー

- ・東アジア全域に生産・販売ネットワークを展開し、部品・完成品を融通。
- ・社内に「FTA活用推進プロジェクト」を立ち上げるなど、EPAの利用体制を整備。日本のEPAだけでなく第三国間FTAも積極的に利用。
- ・アセアン域内での売上げ約300億円のうち、関税削減メリットは約53億円。

活用事例②シートベルト・メーカー

- ・日本産の原料をタイでシートベルトに加工し、ASEAN域内、中国、インドに出荷。日タイEPA、AFTA、中アセアンFTA等、複数のFTAを利用。
- ・インド市場における競争力を高めるため、印アセアンFTAの利用も検討中。

活用事例③自動車部品メーカー

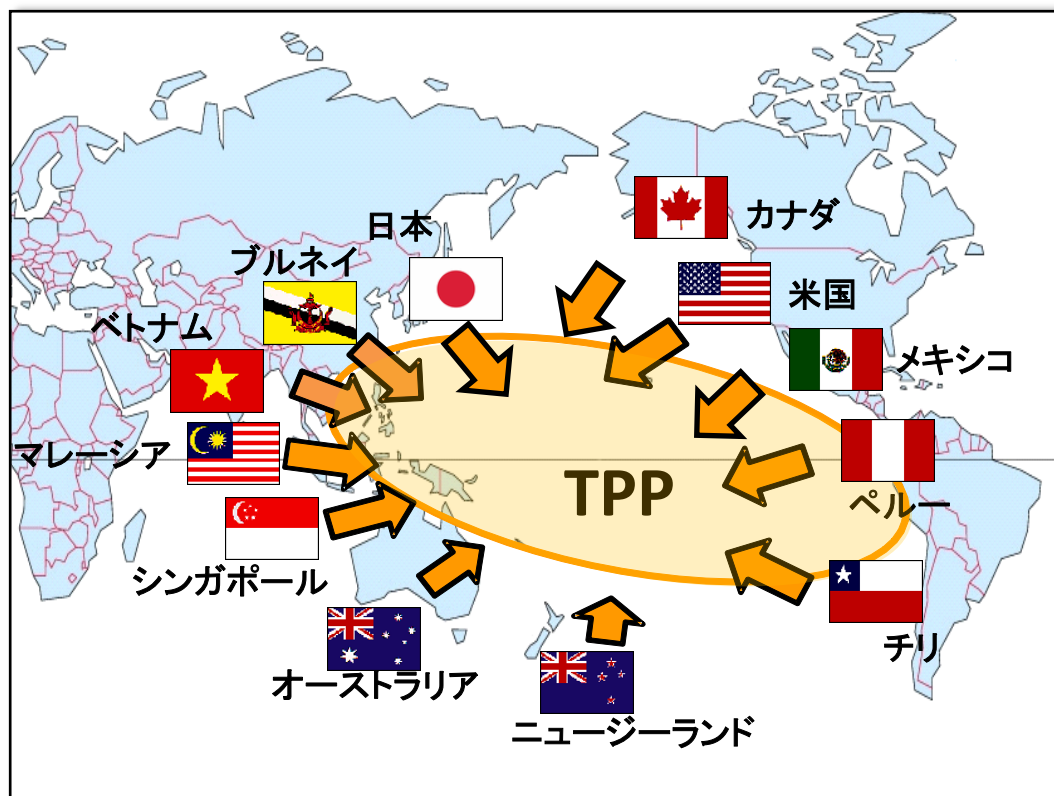
- ・日本やアセアンの機械や部品を使って、タイで自動車部品を製造。日タイEPAやAFTAを利用。
- ・日タイEPA利用による関税削減メリットは、約3,300万円（経済危機前の目標値は、約6,600万円）。

活用事例④エレベーター・メーカー

- ・日本や中国等の部品を使って、タイでエレベーターを製造。アセアン諸国、インド、中東をはじめ世界73ヶ国に出荷。日アセアンEPAやAFTAを利用。
- ・FTA利用による関税削減メリットは、約1億円。
- ・中アセアンFTA、印アセアンFTAにも関心あり。

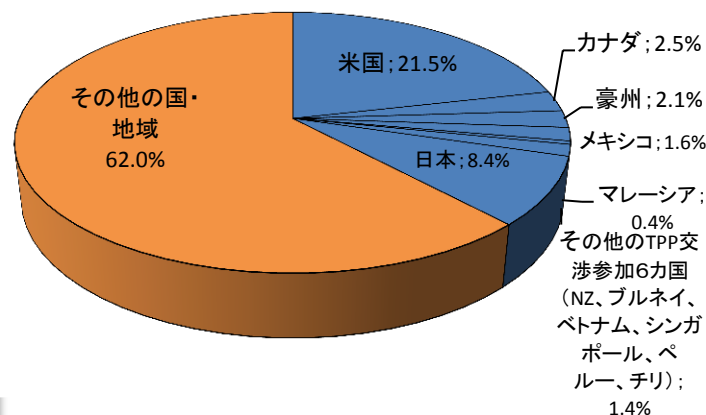
3. TPP

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定



世界全体のGDPにTPP交渉参加国が占める割合(2011年)

■ TPP交渉参加国 : 38.0%
■ その他の国・地域 : 62.0%



【出典】IMF World Economic Outlook Database, April 2013

- 2006年 シンガポール, NZ, チリ, ブルネイから成る「P4」が発効。
- 2008年 9月 米国が交渉開始意図表明。
- 2010年 3月 米, 豪, ペルー, 越を加え8カ国で交渉開始。
- 同 10月 マレーシアが交渉参加。計9カ国に。
- 2011年 11月 日本, カナダ, メキシコが交渉参加に向けた協議開始の意向表明。
- 2012年 10月 メキシコ, カナダが交渉参加。計11カ国に。
- 2013年 7月 日本が第18回交渉会合に参加し計12カ国に。

※韓国, タイ, フィリピン, 台湾等の国・地域も関心を示しており, 中国もTPPについて「開放的な態度」とし, 将来的な参加の可能性を排除していない。

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定

(2014年11月10日現在)

TPPの基本的考え方

1. 高い水準の自由化が目標

アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) に向けた道筋の中で実際に交渉中のものであり、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。

2. 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス (物品の関税の撤廃・削減) やサービス貿易のみではなく、非関税分野 (投資、競争、知的財産、政府調達等) のルール作りのほか、新しい分野 (環境、労働、分野横断的事項等) を含む包括的協定として交渉されている。

首脳・閣僚会合

2010年11月 TPP協定交渉参加国首脳会合 (於: 日本・横浜 (APEC首脳会議))

2011年 5月 TPP閣僚会合 (於: 米国・モンタナ (APEC貿易担当大臣会合))

2011年11月 TPP首脳会合 (於: 米国・ホノルル (APEC首脳会議)) 「協定の「大まかな輪郭」に合意」

2012年 6月 TPP閣僚会合 (於: ロシア・カザン (APEC貿易担当大臣会合))

2012年 9月 TPP閣僚会合 (於: ロシア・ウラジオストク (APEC閣僚会議))

2013年 4月 TPP閣僚会合 (於: インドネシア・スラバヤ (APEC貿易大臣会合)) 共同声明 (仮訳・抜粋)

「貿易大臣は、センシティブな懸案事項への解決策を見出し、高い水準で野心の高い包括的な協定というTPP首脳の目標を今年達成するべく、今後数ヶ月の自身の関与を強めていくことを約束した。」

2013年 8月 TPP閣僚会合 (於: ブルネイ・パンダスリブガワン)

2013年10月 TPP首脳会合・閣僚会合 (於: インドネシア・バリ (APEC首脳会議・閣僚会議))

2013年12月 TPP閣僚会合 (於: シンガポール)

2014年 2月 TPP閣僚会合 (於: シンガポール) 共同プレス声明 (仮訳・抜粋)

「最終的な協定に向けた更なる躍進を遂げた。(中略) できる限り早期に結論を得るために努力している。」

2014年 5月 TPP閣僚会合 (於: シンガポール) 共同プレス声明 (仮訳・抜粋)

「交渉を妥結させるために何が必要かについて共通の見解を確立した。(中略) 今後数週間に渡り、集中的な取り組みの道筋を決定した。」

2014年10月 TPP閣僚会合 (於: 豪州・シドニー) 閣僚声明 (仮訳・抜粋)

「野心的で包括的な高い水準のバランスの取れた協定の全体像が具体化しつつあると考えている。」

2014年11月 TPP首脳会合・閣僚会合 (於: 中国・北京 (APEC首脳会議・閣僚会議)) 首脳声明 (仮訳・抜粋)

「終局が明確になりつつあることを受けて、我々は、閣僚及び交渉官に対し、(中略) この協定を妥結することを最優先とすることを指示した。」

交渉会合・首席交渉官会合日程

	日程	場所
第1回	2010年 3月	豪州
第2回	2010年 6月	米国
第3回	2010年10月	ブルネイ
第4回	2010年12月	NZ
第5回	2011年 2月	チリ
第6回	2011年 3月	シンガポール
第7回	2011年 6月	ベトナム
第8回	2011年 9月	米国
第9回	2011年10月	ペルー
第10回	2011年12月	マレーシア
第11回	2012年 3月	豪州
第12回	2012年 5月	米国
第13回	2012年 7月	米国
第14回	2012年 9月	米国
第15回	2012年12月	NZ
第16回	2013年 3月	シンガポール
第17回	2013年 5月	ペルー
第18回	2013年 7月	マレーシア
第19回	2013年 8月	ブルネイ
首席交渉官会合	2013年11月	米国
	2014年 5月	ベトナム
	2014年 7月	カナダ
	2014年 9月	ベトナム

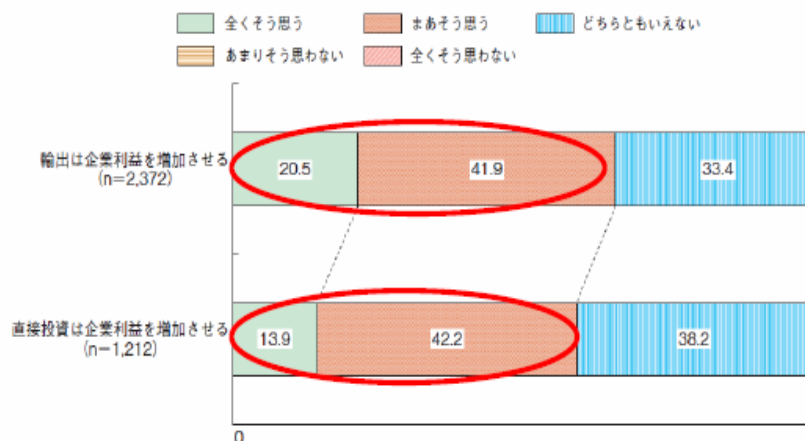
4. 石川県のEPA活用

海外を目指す中小企業は増益、規模も拡大

経済産業省
作成資料

- ・対外直接投資を開始した中小企業の国内雇用は増加傾向。また、輸出・海外直接投資は、増益効果をももたらしている。
- ・背景には、①海外市場を開拓し、国内生産・輸出を伸ばす、②海外拠点との生産分業により、日本からの高付加価値な中間財の輸出を伸ばす、③海外の利益・配当を更なる国内研究開発・設備投資の原資とする等のビジネスモデルが存在。

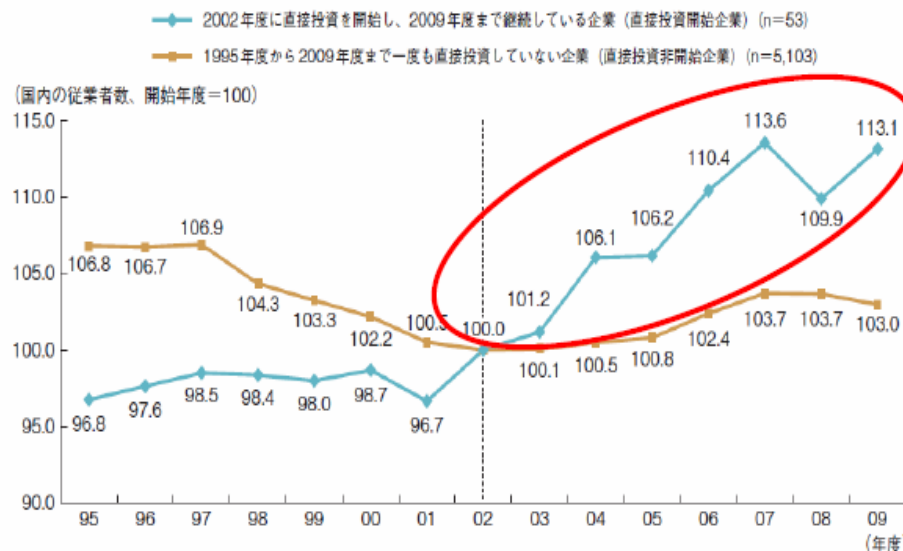
海外展開の増益効果(中小企業へのアンケート)



資料：中小企業庁委託「海外展開による中小企業の競争力向上に関する調査」(2011年11月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング)
(注) 1. 輸出の効果については、直接輸出を行う中小企業を集計している。
2. 直接投資の効果については、海外に販売拠点又は生産拠点を保有する中小企業を集計している。

出所：経済産業省「2012年版中小企業白書」

海外直接投資開始企業の国内従業員数(中小企業) (2002年度に投資開始)



資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

- (注) 1. ここでいう直接投資とは、海外に子会社又は関連会社を保有することをいう。子会社及び関連会社の定義は、コラム2-2-2図を参照。
2. 1995～2009年度のパネルデータを使用している。
3. 国内従業員数＝従業員数合計－海外従業員数

出所：経済産業省「2012年版中小企業白書」

石川県企業にとってのEPA

①石川県の輸出品目構成(2012年)

順位	HSコード	品 目	輸出額(百万円)	構成比	EPA税率(タイ)
1	84、85類	機械類、電気機器	97,116	46.0%	0%(一部例外20%以下)
2	86～89類	輸送機器関連品	91,609	43.4%	0%(一部例外60%以下)
3	72～83類	卑金属・同製品	10,271	4.9%	0%(一部例外20%以下)
4	50～63類	紡織用繊維・製品	7,217	3.4%	0%(一部例外)

②石川県の輸出地域構成(2012年)

順位	輸出先国	輸出額(百万円)	構成比	主な輸出品	関係FTA(括弧は交渉中)
1	米 国	43,511	20.6%	建設機械、NC旋盤など	(TPP)
2	中 国	25,544	12.1%	繊維機械、プレス機械など	(日中韓), (RCEP)
3	インドネシア	16,320	7.7%	建設機械、プレス機械など	日尼EPA, (RCEP)
4	インド	10,345	4.9%	プレス機械、繊維機械など	日印EPA, (RCEP)
5	タ イ	9,052	4.3%	プレス機械、制御旋盤など	日タイEPA, AJCEP, (RCEP)



(出典) 石川県ホームページ

既存のアジア諸国とのEPAの活用で有利な海外展開が可能
TPP・日中韓FTA・RCEP(東アジア地域包括的経済連携)の交渉に期待

5. 外務省による日本企業の海外展開支援

日本企業の海外展開支援

日本企業の海外展開支援は、日本経済の再生に資する経済外交の重要な柱の一つ。外務省は、アベノミクスの具体的成果に寄与すべく、関係省庁・機関等との緊密な連携の下、日本企業支援を推進。

1. 日本企業支援推進本部・日本企業支援室の設置

- (1) 平成25年12月、支援体制を一層強化するため、省内に外務大臣を本部長とする「**日本企業支援推進本部**」を設置。日本の経済成長に寄与する具体的成果につなげるべく、日本企業の海外展開支援に係る外務省の取組について情報を集約・総括。
- (2) 併せて、経済局に「**日本企業支援室**」を設置。本省・在外公館の取組の情報集約、広報・対外発信、グッドプラクティスの共有、各種窓口業務等を省内各局・在外公館と連携して実施。
- ①「日本再興戦略」において「国際展開戦略」がアクションプランの一つとして掲げられていること及び②昨年1月に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件の教訓を踏まえる形で、本年7月、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」を改定。

2. 在外公館の「日本企業支援窓口」による支援

全ての在外公館に「**日本企業支援窓口**」を設置。

日本企業支援担当官が、JETRO等の現地関係機関と連携しながら、個別企業からの相談・支援依頼などに積極的に対応。

→2013年度の支援実績は計約3万6千件（前年度比30%増）



天皇誕生日祝賀レセプションにおける日本製品（健康食材、家電等）PR
（於：在インド大使館）



日本産ハマチPRレセプション
（於：在イスラエル大使館）

ポイント

- EPAの効果は、関税を撤廃・削減した品目の貿易量の増加、サービス貿易や投資の自由化など。
- 政府は多数のEPA交渉を同時に推進。サプライチェーンの発達に伴い、広域FTAを重視。
- 海外を目指す中小企業は増益、規模も拡大。EPAの活用で有利に海外展開が可能。